

変更履歴

日付	変更箇所	変更前	変更後	備考
2024年9月1日	第5条2項	2. 利用者は、当社仕様の書面による解約申し入れを行うことによって、本サービスの利用期間内に本サービスの利用を解約することができます。	2. 利用者は、当社仕様の書面による解約申し入れを解約希望月末日の7営業日前までに当社へ書面が到達することにより、本サービスの利用期間内に本サービスの利用を解約することができます。	書面による解約申し入れの期限を明記